



## 【税務署からのお知らせ】

# 申告書は、自分で作成して、お早めに！

令和元年分の所得税及び復興特別所得税並びに贈与税の確定申告書の提出期限は3月16日（月）、消費税及び地方消費税（個人事業者）の確定申告書の提出期限は3月31日（火）です。

期限間近になりますと、税務署は大変混雑しますので、確定申告書は「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」を参考にご自身で作成し、お早めに提出してください。

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、e-Tax（電子申告）で送信または印刷して郵送等により提出することができます。

「確定申告書等作成コーナー」には、給与所得や年金所得のみの方専用の初めての方でも操作しやすい画面もありますので、ぜひご利用ください。また、「確定申告書等作成コーナー」はスマートフォンやタブレットからもご利用いただけます。

※税務署へ「ID・パスワード方式の届出」をすることで、スマートフォンやタブレットでも確定申告書等作成コーナーからe-Taxでの送信が可能となりました。

なお、税務署などの確定申告会場にお越しの際には、「前年の申告書控え」、確定申告に必要な書類および印かんをご持参ください。（「確定申告のお知らせ」が届いている方は併せてご持参ください。）

譲渡所得および贈与税に関する申告相談を希望される方は、3月4日（水）から3月6日（金）の期間中にお越しいただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。また、駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

税務署の閉庁日（土・日、祝日）は、税務署での確定申告の受付は行っていませんので、ご注意ください。

問合せ 余市税務署 ☎25-1009



## 【道税事務所からのお知らせ】

# 自動車税種別割の住所変更をお忘れなく！

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

■引っ越しで住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- 住所が変わったとき（変更登録）
- 自動車を売買したとき（移転登録）
- 自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）

令和2年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

■変更登録が間に合わないときは…

札幌道税事務所自動車税部にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税種別割の住所変更手続きが可能です。

問合せ 札幌道税事務所 自動車税部 ☎011-746-1197

ホームページURL 【<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>】



## 森林環境譲与税の活用に向けた基本方針 (令和元年～令和5年)

本町の総面積は、14,059haのうち森林面積は9,345haで総面積の67%を占めており、その内一般民有林は3,229ha、国有林は6,116haとなっています。

町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や町単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため、本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用し、森林整備の推進および人材育成や担い手確保、木材利用の促進、普及啓発など、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

問合せ 農林水産課 水産林務グループ ☎21-2123